

令和3年(ネ)第4284号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 辛 淑 玉

被控訴人 長谷川 幸 洋

控訴理由書

2021年10月29日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 金 竜 介

同 佃 克 彦

同 神 原 元



控訴人の控訴の理由は以下の通りである。

一 はじめに

原判決は、本件における被控訴人の不法行為責任を否定したが、その判断は誤っている。

被控訴人は控訴人に対する名誉毀損の不法行為責任を負わねばならない。

以下詳述する。

二 原判決の判断

1 原判決は、被控訴人の責任に関する控訴人の主張につき、原判決 36 頁の「ア」の記載のとおりまとめ、続けて、テレビ番組における司会者の役割につき、

「一般に…司会者が否定や批判、訂正といった行為を行うことは原則として予定されていないといえる」

という一般論を述べ（原判決 37 頁 2～10 行目）た上で、被控訴人につき、本件各番組の企画、制作、編集に一切関与していない等の事実を認定した上で、それらの認定事実を前提とすると、控訴人の「上記アの主張」は採用できず、よってその余の点を判断するまでもなく被控訴人に不法行為責任はないと言う（原判決 37 頁のウ）。

2 つまり原判決は、控訴人の主張につき、原判決 36 頁の「ア」のとおりであるとまとめた上で、そのような“司会者の注意義務”論は採用できないといういわば“一刀両断”の判断で控訴人の主張を排斥している。

### 三 原判決の判断の誤り

しかし、被控訴人に関する控訴人の主張を原判決 36 頁の「ア」のとおりであるとするのは正確ではない。

控訴人は被控訴人の責任原因につき、原審の原告第 18 準備書面の 18～21 頁で、被控訴人の具体的な認識と具体的な行為を前提とした主張をしている。

即ち、被控訴人が本件番組 1 のスタジオ収録時において

「5万円日当出すなんて、これは誰が出しているの。」（原審の原告第 4 準備書面別紙 19:11）

という質問をした時点における被控訴人の認識を前提とすれば、被控訴人に、控訴人への名誉毀損に対する故意ないし過失が認められることは明らかなのである。

### 四 控訴人の主張

原判決の認定を前提としつつ被控訴人の責任原因を再説すると、以下の通りである。

1 原判決 35 頁が認定しているとおり、本件番組 1 のテロップやナレーションは、沖縄の現地取材の V T R 部分については、スタジオ収録よりも前に入れられたものである。

即ち、本件番組1のVTR部分は、甲3の1の収録内容と同じものがスタジオ収録時にもスタジオで再生されていたのである。

そしてこのVTR部分によれば、そこで取り上げられている「5万円」（同08:45）は、反対派が「後先考えず犯罪行為を繰り返す」（同08:11）「からくり」（同08:17）として位置づけられており、この5万円で人が「雇われている」（同09:16）のだ、というのである。

そして被控訴人は、かかる内容のVTRを見た上で、スタジオ収録において、「5万円日当出すなんて、これは誰が出しているの。」（同19:11）という質問をしているのである。

つまり、本件番組1のVTR部分の上記箇所は、“反対運動の人びとが『後先考えず犯罪行為を繰り返す』『からくり』として、『5万円』で『雇われている』”という構造を描いており、被控訴人は、かかるVTRの内容を認識した上でスタジオ収録部分で「5万円」の抛出者を問うているのである。

そうである以上、「5万円」の抛出者を問う被控訴人のこの質問は、その犯罪の構造における大元の雇い主（金主）を明らかにしようとするものにほかならない。

即ち、「5万円」の抛出者を問う被控訴人の質問は、犯罪行為の元凶の人物を暴き出す質問であって、この「5万円」の抛出者として名前を挙げられた者がその元凶の人物だということになる。

したがってこの質問は、その名前を挙げられた人物に対する名誉毀損の結果を招来する質問にほかならない。

かくして被控訴人は、「5万円」の抛出者の人物が特定されればその人物の名誉を毀損する結果を招来してしまうにも拘わらず、漫然とその抛出者を問う質問をしたのである。

そしてこの質問は、被控訴人が、スタジオの中の誰でもいいから答えてくれ

ればいいという認識の下に発したものである（原審の被告長谷川調書 21 頁）。

- 2 以上の被控訴人の主観的な状態は、まず、自分の質問が、名前を挙げられた者の名誉を毀損してしまうものであるということに仮に気づいていなかったのであれば、まさにその気づかなかったとの点に過失（他人の名誉を毀損しないようにすべき注意義務の違反）が認められることになる。

また、仮に気づいていたのであれば、故意（未必の故意。誰かの名誉を毀損してしまうことになるかもしれないがそれでもよいと認容している状態。）があることになる。

かくして被控訴人は、故意または過失によって「5万円」の拠出者を問い、その質問に対して須田が控訴人の名前を挙げ（同 19:39）、もって控訴人の名誉が毀損されたのであり、被控訴人がこの名誉毀損に対して責任を負うべきことは当然なのである。

- 3 以上のとおり控訴人は、本件番組 1 における被控訴人の具体的な認識と具体的な行為を前提として、控訴人に対する名誉毀損につき被控訴人に故意ないし過失があると言っているのである。

つまり、被控訴人が本件番組 1 において

「5万円日当出すなんて、これは誰が出しているの。」（同 19:11）

という質問した時点における被控訴人の認識を前提とすれば、被控訴人には、控訴人に対する名誉毀損についての故意ないし過失が明らかに認められるのである。

そうであるにも拘わらず原判決は、被控訴人の責任原因に関する控訴人の主張を前記（原判決 36 頁の「ア」）の記載に押し込めてそれ以上の検討をしなかったのであり、明らかに判断を誤っている。

原判決は、

「原告が別紙 2 のとおり主張する点を判断するまでもなく、…原告の主張は理由がない」

として控訴人の主張を排斥したが（原判決 37 頁 19 行目）、本来であれば、被控訴人の具体的な認識と行為を前提とした控訴人の主張（原告第 18 準備書 18～21 頁）についての判断をしなければならなかったのである。

原判決は、判断をかように遺脱した結果として、判決の結論を誤った。被控訴人は不法行為責任を負わねばならないのである。

## 五 本件番組 2 についての被控訴人の責任

1 原判決が 27～28 頁で認定しているとおり、本件番組 2 には、控訴人の名誉を毀損した本件番組 1 の真実性について疑問を呈するような場面はない。

そして被控訴人自身も、本件番組 1 の

“控訴人が、暴力や犯罪行為を伴う反対運動に関し、同反対運動において暴力や犯罪行為が行なわれることを認識・認容した上で、経済的支援を含め、これを煽っている”

という放送内容につき、本件番組 2 においてこれを訂正する発言も疑問を呈する発言もしていない。

それどころか被控訴人は、本件番組 2 において、本件番組 1 の放映後の反響につき、

「いずれにせよ、こういうことを報道すると、こういう風に、いろいろね、波風騒いで恫喝もされるんだということがよく分かった。」（訴状 37 頁 08:19）

と述べ、本件番組 1 を批判する者を「恫喝」者呼ばわりをし、また、番組の結びにおいて

「まあ、盛り上がっているってことですよ」（同 08:45）

と述べ、本件番組 1 の内容を肯定的に捉えることができるものとしてまとめている。

2 四（2 頁以下）で述べたとおり、被控訴人は本件番組 1 における控訴人に対

する名誉毀損の不法行為者に他ならないところ、かように本件番組1において控訴人に対し名誉毀損の不法行為を働いたのであれば、被控訴人は、そのような先行行為によって生じた結果については、その結果を払拭しようとする作為がない限り、本件番組2によって生じた結果についても責任を負う必要がある。

本件の場合、被控訴人は、本件番組1で控訴人の名誉を毀損する先行行為を敢行しておきながら、1（5頁）で述べた通り、本件番組2において、これを払拭しようとする作為をしているわけではなく、そればかりかむしろ本件番組1の内容を肯定する態度に終始しているのである。

したがって、原判決が28頁で認めるところの、本件番組2による控訴人に対する名誉毀損につき、被控訴人も責任を負うべきことは当然である。

## 六 名誉回復処分

- 1 以上の通り、被控訴人は本件番組1及び同2による控訴人に対する名誉毀損の責任を負う。

これらの名誉毀損に対する名誉回復処分の必要性については訴状8～9頁で述べたとおりであるが、以下の通り、名誉回復処分の必要性、相当性を基礎付ける事情を補足する。

- 2 被控訴人は本件番組1及び同2に関し、自ら原稿をしたためて「月刊Hanada」2017（平成29）年5月号で公表している（丙17）。

四1（2頁）で述べたとおり、本件番組1では、「5万円」は、反対運動の人びとが「後先考えず犯罪行為を繰り返す」「からくり」として位置づけられているが、同原稿はこの「5万円」について、

「私は『のりこえねっと』が支払いを認めている『飛行機代相当の五万円』を参加報酬として受けとめる余地もある、と思う。

飛行機代相当と言おうが日当と言おうが、カネはカネだ。『お車代』という実質的な謝礼と似たようなものではないか。」

と述べている(同号証 36 頁・最下段)。

即ち被控訴人はこの原稿で“5万円は報酬だ!”と述べているのである。

かかる言明は、被控訴人自身が本件番組1で行なった控訴人に対する名誉毀損(=『後先考えず犯罪行為を繰り返す』『からくり』として位置づけられている『5万円』の金主が控訴人だという内容の名誉毀損)に関し、本件番組1における「5万円」の取り上げ方に何ら誤りがなかったということをあらためて訴えるものであって、控訴人の名誉毀損の被害を拡大するものである。

かように、本件番組1及び同2の不法行為の後になおも被控訴人自身が、「5万円」に関し、本件番組1の内容の正当性を公刊物で広く主張している以上、かかる被害を回復するには、損害賠償のみでは足りず、被控訴人に訴状記載のとおり名誉回復処分を課する必要があるとともにそうすることが適当である。

## 七 おわりに

原判決は、被控訴人の責任を検討するにあたり、「一般に、番組の司会者は…」と一般論に囚われた発想をしているが(原判決 37 頁)、「司会者」の役割などというものは、テレビ局によって、制作者によって、番組によって千差万別なのであり、「司会者」の役割に関する一般論などを検討することに意味はない。

あくまでも、被控訴人が本件でいかなる行為に及んだかが問題とされなければならない。

そしてまず、四1～2(2頁)で述べた通り、

「5万円日当出すなんて、これは誰が出しているの。」(原審の原告第4準備書面別紙 19:11)

という質問をしたのはほかならぬ被控訴人であり、被控訴人がかような質問をしたからこそ須田が控訴人の名前を挙げ(同 19:39)、もって控訴人の名誉が毀損されてしまったのである。

かくして被控訴人の行為と控訴人の名誉毀損の結果に相当因果関係があることは明らかである。

そして、相当因果関係のある被控訴人の上記質問につき、被控訴人に故意または過失があることは四二（２～４頁）で述べた通りこれもまた明らかなのである。

かように、被控訴人の具体的な行為に着目すれば、本件で生じた控訴人に対する名誉毀損の結果に被控訴人が責任を負うべきことは当然なのである。

かかる結論は、「司会者」なるものの「役割」などを論じる必要などなく導けるものなのであり、具体的な事案の実態に照らせば、被控訴人が不法行為責任を負うべきことは明らかなのである。

以 上